11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。 "愛してます 住みよいまち うるま"を実現するために

必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介 護保険料。

わたしたちの市税等はこのようなことに使われています!

- ○道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用 ○福祉の向上を図るための費用
- ○医療保険や介護保険の適正な制度運営 ○日常生活で必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

☑ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると…

法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。

不動産 (土地・家屋)、債権 (預金・給与等)、動産 (軽自動車・テレビ等)などが差押えの対象となります。

☑ 国民健康保険税を滞納すると…

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証) が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

☑ 介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、自己負担の額が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることが あります。また、法律に基づいて財産の差し押えが実施される場合もあります。

今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい(納付相談)

【納税課では】当該期間中の毎週木曜日を「時間延長窓口」として設け、納付相談等の業務を午後8時まで 行っております。なお当該業務は本庁のみの対応となりますので、ご了承下さい。

【国民健康保険課では】毎週木曜日、午後8時まで納付相談等の窓口業務を実施しております。なお当該業 務は本庁のみの対応となりますので、ご了承下さい。

【介護長寿課では】納付相談は本庁舎のみの対応になりますので、事前にお電話でお問い合わせ下さい。お手 続きの際は、印鑑と身分証明をご準備ください。

シャシャペッペペ 納付は便利な口座振替をおすすめします シャンティペッペ

口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。

口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先にお願いします。

お問い合わせ先

市税の納付に関すること 課(☎973-1099) 国民健康保険課(☎973-3202) 後期高齢者医療係(☎973-3177) 介護長寿課(☎973-3208)

コザ年金事務所へお問合せください 確認できるものをご準備

同様の証明書が送付されま 今年初めて国民年金保 (年の途中から国民年 については、

【場所】うるま市役所 -午前10時~午後: 日時】11月13日(水) 通常の予約相談と同じです

※基礎年金番号がわかる年金手帳、 受付時間:月曜~金曜 ねんきんダイヤ 《予約のお申込み》 ②事前に準備のうえ丁寧に対応します。①ご都合に合わせて、相談が出来ます。 《予約相談のメリット》 厚生年金・ 0570 特別支給の老齢厚生年金など) ヶ月前から受付が可能 年金全般 午前8時30分~

「社会保険料

(国民年金保険料)

た国民年金保険料の額を

.月上旬に送付されます。証明(ハガキ)が、日本年金機構

月から9月30日までに納付

年内に納付が見

込まれる場合の納付見込額です された国民年金保険料と、

2、今年分の控除として申告することがで納付忘れがある場合も、年内に納付すれ

した場合も控除

証書をご準備ください

年金

コザ年金事務所では、年金相談の予約

任会保険料控除の対象です。

「国民年金保険料」は、納付した全額が

復興特別所得税及び住民税などの

控除の対象となり、

税額が

「社会保険料」

市民課 国民年金係 **2** 973-5498

未来の生活設計を考えよう

見聞

年金月間

年金受給者の方で、公的年金等の収入や所得額が、一定基準額(※)以下の場合、生活を支援するため に年金に上乗せして支給されるものを言います。

- ■「老齢基礎年金」を受給している方
- ・次の要件を全て満たしていること。 ①65 歳以上。
- ②世帯員全員が市民税が非課税。
- ③年金収入額とその他所得額の合計が 88万円以下。
- ・次の要件を満たしていること。 ①前年の所得が約462万円以下。

- ■平成31年4月2日以降から年金を受給となる方
- ・請求 年金の請求手続きと併せて、これから請求がで
- 場所 コザ年金事務所・市役所市民課国民年金係

■平成31年4月1日以前からすでに年金を受給している方

(国民年金

- ・案内 年金機構より9月上旬から順次発送されています。
- ・提出 案内が届きましたら、同封のハガキ(請求書)を 記入し、提出して下さい。

- 令和元年10月1日から施行。
 - ・口座 原則として年金給付と同じ口座へ振
 - 2ヶ月分ごとにまとめて給付 請求した月の翌月分からの支給とな りますが、今回 10 月からの分は、12 月末 までに請求すれば遡及して給付されます。
 - 上限5千円/月 (前年度の所得

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問合せ下さい。

【給付金専用ダイヤル 0570-05-4092】

